

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月30日
【発行者の名称】	アイテル株式会社 (Aitel Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永田 尚
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原四丁目3番12号
【電話番号】	06-6151-3601
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 下高原 和典
【担当J-Adviserの名称】	株式会社船井総合研究所
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 真貝 大介
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 35階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.funaisoken.co.jp
【電話番号】	03-6212-2921(代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アイテル株式会社 https://www5.aitel.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期 (中間)	第32期 (中間)	第30期	第31期
決算年月	2025年 6 月	2026年 6 月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	1,314,058	1,089,216	2,293,730	2,442,365
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	97,404	△11,680	4,013	88,204
中間 (当期) 純利益又は中間純損失 (△) (千円)	73,534	△7,458	1,744	84,971
純資産額 (千円)	586,307	564,248	513,294	597,744
総資産額 (千円)	1,562,588	1,405,936	1,192,848	1,299,785
1株当たり純資産額 (円)	2,116.63	2,037.00	1,853.05	2,157.92
1株当たり配当額 (円)	—	—	1.88	94.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間 (当期) 純利益又は 1株当たり中間純損失 (△) (円)	265.47	△26.93	6.32	306.76
潜在株式調整後1株当たり中間 (当 期) 純利益 (円)	—	—	—	306.68
自己資本比率 (%)	37.5	40.1	43.0	46.0
自己資本利益率 (%)	13.4	△1.3	0.3	15.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	6.3
配当性向 (%)	—	—	29.7	30.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	206,609	△40,518	105,152	179,985
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△296,176	1,314	△15,957	△332,809
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	180,360	153,843	109,201	△50,724
現金及び現金同等物の中間期末 (期 末) 残高 (千円)	760,301	580,599	669,508	465,959
従業員数 (人)	90	97	89	93
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(10)	(6)	(10)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第32期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

3. 第30期及び第31期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

4. 第32期中間会計期間の株価収益率については中間純損失であるため、記載しておりません。

5. 第30期及び第31期中間会計期間の株価収益率については当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 内にて外数で記載しております。

7. 第30期 (2024年1月1日から2024年12月31日まで) の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また第31期 (2025年1月1日から2025年12月31日まで) の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けております。

8. 第31期 (中間) (2025年1月1日から2025年6月30日まで) の中間財務諸表については、「特定上場有価証

券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また第32期（中間）（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
97(10)	40.4	9.7	6,346,304

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、緩やかな回復基調にあります。一方、景気の回復は半導体分野などの特定分野に偏っており、その他の分野については、日銀の利上げやインフレの継続により停滞しております。またホルムズ海峡の封鎖等に伴うサプライチェーンの混乱により世界的な景気後退リスクは依然として残っており、日本経済への影響も懸念されます。

こうした環境の中で、新車業界及び中古車業界におきましては、国産車及び輸入車の販売台数は堅調であるものの、外国メーカー製の輸入車販売は、インフレの継続や円安の影響で販売が落ち込みました。2025年1月から6月及び2026年1月から6月までの輸入及び国産乗用車新車及び中古車販売台数は以下の通りとなります。

乗用車販売台数推移(台)	2025年 1～6月	2026年 1～6月
輸入車(新車)	171,426	177,703
内、外国メーカー輸入車(新車)	121,243	116,977
輸入車(中古車)	265,373	270,554
国産車(新車)	1,154,108	1,157,955
国産車(中古車)	1,347,621	1,332,593
国産車+輸入車(新車)	1,325,534	1,335,658
国産車+輸入車(中古車)	1,612,994	1,603,147

(出典：日本自動車輸入組合統計データ・一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ)

当社におきましては、このような状況のなか、「満足の得られる市場を創造するCreate the satisfying market」という社是に基づき、今まで市場になかった「ならでは商品」を世に出すことで新たなマーケットの創造に努めてまいりました。

純正Plus upビジネスにおいては、ディーラー向け販売、Webサイト経由販売ともに、売上高は前年同期を下回りました。ディーラー向け販売は、前期下期より「Car Passenger」等の新商品の拡販に注力しましたが、外国メーカー製輸入車の販売減による既存商品の落ち込みに加え、新商品の販売も想定を下回る結果となりました。また、Webサイト経由販売は、当期より「後付けイージークローザーキット」等の新商品販売を開始したものの、前期に好調であった「カーセキュリティ関連商品」の反動減を補うには至りませんでした。

法人車両ビジネスにおいては、新規案件の獲得に努めたものの、前期における大型案件の反動減により、売上高は前年同期を下回りました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,089百万円（前年同期比17.1%減）、営業損失は11百万円（前年同期は98百万円の営業利益）、経常損失は11百万円（前年同期は97百万円の経常利益）、中間純損失は7百万円（前年同期は73百万円の中間純利益）となりました。

なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ114百万円増加し、580百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、40百万円の支出（前年同期は206百万円の収入）となりました。主な要因は、中間純損失の計上、消費税等の納付に伴う未払消費税等の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1百万円の収入（前年同期は296百万円の支出）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出、敷金及び保証金の返還による収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、153百万円の収入（前年同期は180百万円の収入）となりました。主な要因は、短期借入金の純増加額によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

受注から売上までの期間が短く、受注実績は（3）販売実績とほぼ等しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントであるため、ビジネス区分別に記載しております。

ビジネスの名称	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	前年同期比 (%)
純正Plusupビジネス (千円)	880,622	83.8
法人車両ビジネス (千円)	208,593	79.2
合計 (千円)	1,089,216	82.9

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)		当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
オリックス自動車株式会社	145,076	11.0	126,902	11.7

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、本発行者情報公表日現在において、株式会社船井総合研究所との間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J－A d v i s e r 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社船井総合研究所（以下「乙」という）はJ－A d v i s e r 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）有価証券上場規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場

合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株

- 式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

< J - A d v i s e r 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の総資産の残高は、前事業年度末と比べ106百万円増加し、1,405百万円となりました。

(流動資産)

当中間会計期間末の流動資産の残高は、前事業年度末と比べ81百万円増加し、1,197百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加114百万円、商品の入荷に伴う前渡金の減少32百万円となります。

(固定資産)

当中間会計期間末の固定資産の残高は、前事業年度末と比べ24百万円増加し、208百万円となりました。主な要因は、賞与引当金の増加による繰延税金資産の増加23百万円となります。

(流動負債)

当中間会計期間末の流動負債の残高は、前事業年度末と比べ339百万円増加し、734百万円となりました。主な要因は、長期借入金から1年内返済予定の長期借入金への振替による1年内返済予定の長期借入金の増加200百万円、短期借入金の増加180百万円、買掛金の減少23百万円となります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末と比べ200百万円減少し、106百万円となりました。主な要因は、長期借入金を1年内返済予定の長期借入金に振り替えたことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産の残高は、前事業年度末と比べ33百万円減少し、564百万円となりました。主な要因は、配当金の支払26百万円及び中間純損失7百万円の計上です。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,240,000	930,000	310,000	310,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,240,000	930,000	310,000	310,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は以下のとおりであります。

第1回新株予約権	当中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
決議年月日	2023年4月24日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5	同左
新株予約権の数(個)	9,500 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 9,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,910 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自2025年5月20日 至2033年5月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,910 資本組入額 955	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、取締役会の承認を 要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数× 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

※なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ③ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権

(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1記載の調整後付与株式数に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2記載の調整後行使価額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権の付与決議後10年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。

②本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあること又は当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9の場合を除き、当社取締役の過半数(当社が取締役会設置会社である場合は取締役会)が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

1. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

2. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

3. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

5. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

6. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

7. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

8. 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合

9. 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

⑤本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑥本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転

計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。

②当社は、前号本文の規定にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

③当社は、本新株予約権者が第11項第(2)号から第(6)号に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は権利行使条件が満たされないことが確定した場合若しくは本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

④当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第2回新株予約権	当中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
決議年月日	2023年4月24日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 63	同左
新株予約権の数(個)	19,696 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,696 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,910 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自2025年5月20日 至2033年5月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,910 資本組入額 955	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数× 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{調整率}}$

分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

※なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 第2回新株予約権については、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ④ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1記載の調整後付与株式数に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2記載の調整後行使価額に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の付与決議後2年を経過した日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権の付与決議後10年を経過する日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - ② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあること又は当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
 - ③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができな

- い。
- ④本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の1、3、9の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
1. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 2. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 3. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 4. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 5. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 6. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 7. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 8. 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 9. 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- ⑤本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ⑥本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。
 - ②当社は、前号本文の規定にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
 - ③当社は、本新株予約権者が第11項第(2)号から第(6)号に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は権利行使条件が満たされないことが確定した場合若しくは本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ④当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	310,000	—	15,500	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株 式を除く。) の総数 に対する所有株式数 の割合 (%)
永田 尚	大阪府吹田市	259,900	93.83
下高原 和典	兵庫県三田市	10,000	3.61
アイテル従業員持株会	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番12号	6,000	2.17
内山 貴之	大阪府大阪市此花区	1,000	0.36
税理士法人なみあし	大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番33号	100	0.04
計	—	277,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 33,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 277,000	2,770	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	310,000	—	—
総株主の議決権	—	2,770	—

② 【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
アイテル株式会社	大阪府大阪市淀川区 宮原四丁目3番12号	33,000	—	33,000	10.6
計	—	33,000	—	33,000	10.6

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 2026年1月から2026年6月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までにおける役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間財務諸表について、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	765,959	880,599
売掛金	163,662	160,984
商品	119,702	129,937
貯蔵品	1,208	1,469
前渡金	48,004	15,753
前払費用	4,122	5,232
未収入金	11,181	3,266
その他	1,805	324
流動資産合計	1,115,647	1,197,567
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	74,664	71,840
構築物(純額)	1,816	1,733
車両運搬具(純額)	9,560	13,580
工具、器具及び備品(純額)	3,980	4,952
土地	148	148
有形固定資産合計	90,169	92,254
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	10,000
入会金	5,175	5,175
差入保証金	22,760	21,764
長期前払費用	1,038	656
繰延税金資産	54,993	78,519
投資その他の資産合計	93,967	116,114
固定資産合計	184,137	208,369
資産合計	1,299,785	1,405,936

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	81,530	57,866
短期借入金	-	180,000
1年内返済予定の長期借入金	204	200,204
未払費用	107,014	89,659
未払法人税等	34,666	19,108
未払消費税等	35,609	5,173
契約負債	92,560	88,728
預り金	9,298	4,437
賞与引当金	34,387	89,764
その他	40	40
流動負債合計	395,310	734,982
固定負債		
長期借入金	300,272	100,153
役員退職慰労引当金	1,402	1,465
その他	5,055	5,088
固定負債合計	306,729	106,706
負債合計	702,040	841,688
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,500	15,500
資本剰余金	10,571	10,571
利益剰余金	576,559	543,063
自己株式	△4,886	△4,886
株主資本合計	597,744	564,248
純資産合計	597,744	564,248
負債純資産合計	1,299,785	1,405,936

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	1,314,058	1,089,216
売上原価	759,104	644,635
売上総利益	554,954	444,581
販売費及び一般管理費	※ 456,362	※ 455,912
営業利益又は営業損失 (△)	98,592	△11,331
営業外収益		
受取利息	226	1,444
有価証券利息	15	15
受取保険料	158	-
その他	605	430
営業外収益合計	1,006	1,890
営業外費用		
支払利息	2,115	2,110
社債利息	5	-
その他	72	129
営業外費用合計	2,194	2,240
経常利益又は経常損失 (△)	97,404	△11,680
特別利益		
固定資産売却益	12,798	347
特別利益合計	12,798	347
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	110,202	△11,332
法人税、住民税及び事業税	63,797	19,651
法人税等調整額	△27,129	△23,525
法人税等合計	36,668	△3,874
中間純利益又は中間純損失 (△)	73,534	△7,458

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	110,202	△11,332
減価償却費	4,769	6,851
賞与引当金の増減額(△は減少)	56,833	55,377
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	156	63
契約負債の増減額(△は減少)	9,917	△3,832
受取利息及び受取配当金	△242	△1,460
支払利息及び社債利息	2,121	2,110
有形固定資産売却損益(△は益)	△12,798	△347
売上債権の増減額(△は増加)	15,999	2,678
棚卸資産の増減額(△は増加)	24,110	△10,235
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,231	△23,663
未払消費税等の増減額(△は減少)	7,806	△30,435
その他	△8,593	8,396
小計	208,051	△5,829
利息及び配当金の受取額	138	2,631
利息の支払額	△2,133	△2,110
法人税等の支払額	△870	△35,208
法人税等の還付額	1,423	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	206,609	△40,518
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△300,000	△300,000
定期預金の払戻による収入	-	300,000
有形固定資産の取得による支出	△12,694	△4,635
有形固定資産の売却による収入	20,980	347
敷金及び保証金の差入による支出	△5,000	△67
敷金及び保証金の返還による収入	510	5,670
その他	27	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△296,176	1,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	231,000	180,000
長期借入金の返済による支出	△119	△119
社債の償還による支出	△50,000	-
配当金の支払額	△520	△26,038
財務活動によるキャッシュ・フロー	180,360	153,843
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	90,792	114,639
現金及び現金同等物の期首残高	669,508	465,959
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 760,301	※ 580,599

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
当座貸越極度額	1,850,000千円	1,850,000千円
借入実行残高	- "	180,000 "
差引額	1,850,000千円	1,670,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	155,857千円	150,339千円
役員退職慰労引当金繰入額	156 "	63 "
賞与引当金繰入額	37,170 "	41,082 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金	1,060,301千円	880,599千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△300,000 "	△300,000 "
現金及び現金同等物	760,301千円	580,599千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	520	1.88	2024年12月31日	2025年3月31日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年3月30日 定時株主総会	普通株式	26,038	94.00	2025年12月31日	2026年3月31日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はナビ男くん事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
一時点で移転される財及びサービス	1,290,936千円	1,064,101千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	23,122 〃	25,115 〃
顧客との契約から生じる収益	1,314,058千円	1,089,216千円
その他の収益	一千円	一千円
外部顧客への売上高	1,314,058千円	1,089,216千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、車載電装品販売・取付けを行うナビ男くん事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり 中間純損失(△)	265.47円	△26.93円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—

- (注) 1. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、2025年6月30日において当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
3. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	73,534	△7,458
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	73,534	△7,458
普通株式の期中平均株式数(株)	277,000	277,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 9 月 30 日

アイテル株式会社

取締役会 御中

OAG監査法人

大阪府吹田市

指定社員	公認会計士	今井 基喜
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	富森 芳信
業務執行社員		

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイテル株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイテル株式会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。